

# 八幡浜市社会福祉協議会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

### 2. 当社の課題

課題1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

### 3. 目標

- ・ 看護休暇制度の利用実績を男女ともに（対象となる層の）50%以上とする
- ・ 年次有給休暇の取得日数を増加させ、取得実績を6日以上とすることを図る。

### 4. 取組内容と実施時期

取組1： 法を上回る取り組みとして、中学校就学前まで利用できることを周知し、取得実績を作り、定着を図る。

- 令和 4年 4月～ 準備：職員への具体的なニーズを調査する。
- 令和 4年 10月～ 実施：対象者に制度に関して説明周知し、制度の利用を促進する。
- 令和 6年 12月～ 結果分析：実施結果の反省点等を分析する。

取組2： 業務を見直し、応援体制の整備をすることで、取得実績を増加させる。

- 令和 4年 4月～ 準備：年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 令和 4年 4月～ 実施：年間取得管理表により定期的に取得状態を周知する。  
管理職に対し、仕事と家庭の両立への理解のため研修会を開催する。
- 令和 6年 12月～ 結果分析：実施結果の反省点等を分析する。